

資料3

障がい者差別解消に係る取組状況について

障がい者の差別解消の取組について

1 現状

平成31年4月1日に全面施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」（以下「条例」という。）に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などについて、県民や事業者への普及啓発を進めるとともに、障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員の配置や、解決が困難な相談事案についての知事への助言・あっせんの申立て制度など、相談および紛争解決のための体制整備を図っています。

※令和3年度：相談案件 84件（別紙1参照）、助言・あっせんの申立て 0件

また、関係機関のネットワークである三重県障がい者差別解消支援協議会を設置・運営し、相談事例等について情報共有を図るなど、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組を進めるとともに、市町における障がい者差別解消支援協議会の設置を推進しています。

国の動向としては、令和3年6月に「障害者差別解消法」が一部改正され、3年以内に、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることから、法改正に関して事業者や県民の方への普及啓発に取り組んでいます。

2 今後の対応

(1) 相談体制

条例に規定する障がいを理由とする差別に関する相談（障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的な配慮の不提供）に応じるため、子ども・福祉部障がい福祉課に「障がい者差別解消専門相談員」を1名配置し、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの相談に対応しています。

専門相談員は、市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、関係者間の調整を行うとともに、法に基づいて市町が応じた障がいを理由とする差別に関する相談を支援するための助言にもあたります。

今後も、引き続き、障がい者やその家族等からの相談に応じるとともに、市町等への支援に取り組めます。

(2) 紛争解決を図るための体制

条例では、相談を経ても解決が難しい差別事案について、助言・あっせんの申立てがあった場合、知事は、必要に応じて第三者機関に諮問し、助言・あっせんを行うこととしており、諮問を受ける第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置しています。

今後、助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら適切に対応します。

(3) 相談事例の検証

条例では、差別事案に関する相談事例を踏まえた障がい者を理由とする差別を解消するための取組を推進するため、差別事案の処理状況の検証を実施することとなっていることから、三重県障がい者差別解消支援協議会において、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めています。

また、条例においては、相談事例の検証が、障がい当事者や県民の参加を含めた多角的な視点で検証されることが望ましいとされていることから、県民の方が参加するセミナーや、相談員の研修会などの場においても検証に取り組んでいます。

今後も、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会及び広く県民の方が参加される場において情報共有、事例検証を行うなど、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。

(4) 市町における障がい者差別解消支援地域協議会の設置

障害者差別解消法においては、障がい者を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がい者を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障がい者差別解消支援地域協議会を組織することができる、とされているところですが、令和4年4月1日現在、市町において設置されているのは23か所（別紙2参照）となっています。

県としましては、障がい者を理由とする差別の解消促進のため、市町における障がい者差別解消支援地域協議会の設置を推進しており、引き続き、市町に対し設置を促します。

(5) 条例等の普及啓発の取組

条例や法の趣旨等については、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむなく中止となった研修会もありましたが、オンライン会議を活用し、「こころのバリアフリー推進イベント」の開催や、各種オンライン会議等での説明、メールマガジンで条例の趣旨や法改正に関する周知など、さまざまな機会をとらえて普及啓発を行いました。

令和4年度は、会場形式とオンライン会議を併用し、広く県民を対象とした「こころのバリアフリー推進イベント」を開催する等、昨年度オンライン形式のみで行ってきた啓発事業を会場形式との併用等に切り替えながら啓発を行いました。令和3年度に中止となった企業向けの研修会で有識者による合理的配慮の提供をテーマとした講演を実施するなど、感染症拡大に留意しつつ、条例の趣旨や法改正に関する周知など、さまざまな機会をとらえて普及啓発を行いました。（別紙3参照）

なお、障害者差別解消法の一部改正により、今後、事業者の合理的配慮の提供が義務化されることについて、広く周知・啓発を行っていく必要があるため、令和5年度には、

啓発推進員を設置し、事業者等へアウトリーチの周知・啓発活動を実施していくことを予定しています。

令和3年度（R3年4月1日～R4年3月31日） 相談件数

【県】

相談内容 の類型 受付機関	行政機関等			事業者			雇用の 分野に関するもの	その他	R3年度 計
	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備			
県障がい福祉課	0	3	0	1	3	0	7	70	84
県教育委員会	1	0	0	0	0	0	0	1	2
県警察本部	0	2	4	0	0	0	0	3	9
計	1	5	4	1	3	0	7	74	95

【市町】

相談内容 の類型 受付機関	行政機関等				事業者			雇用の 分野に関するもの	その他	R3年度 計
	不当な差別的 取扱い	合理的な配慮	環境の整備		不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備			
	一般 行政 委員会	一般 行政 委員会	一般 行政	教育 委員会						
市町	0	4	1	0	4	6	0	13	44	

【障がい者団体】

受付団体	行政機関等			事業者			雇用の分野に関するもの	R3年度計
	不当な差別的取扱い	合理的な配慮	環境の整備	不当な差別的取扱い	合理的な配慮	環境の整備		
三重県障害者団体連合会	1	1	0	1	0	0	1	4
三重県知的障害者育成会	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県精神保健福祉会	0	3	1	0	0	0	0	4
三重県視覚障害者協会	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県聴覚障害者協会	0	0	0	2	1	0	0	3
三重難病連	0	0	0	0	0	0	5	5
計	1	4	1	3	1	0	6	16

市町における職員対応要領の策定、相談窓口、地域協議会の設置状況

① 職員対応要領……全市町策定済み

② 相談窓口の設置…全市町設置済み

③ 地域協議会の設置状況

		平成 29 年 4月1日 現在	平成 30 年 4月1日 現在	平成 31 年 4月1日 現在	令和 2 年 4月1日 現在	令和 3 年 4月1日 現在	令和 4 年 4月1日 現在
地域協議 会の設置	設置済	10	16	17	21	23	23
	設置予 定	8	2	1	0	0	0
	未定	11	11	11	8	6	6
	予定なし						

【設置済み】23 市町

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、南伊勢朝、御浜町、紀宝町

【未設置】6 市町

尾鷲市、菰野町、朝日町、川越町、大紀町、紀北町

障がい者差別解消に関する普及啓発関係実績

【令和3年度】

- 研修会における普及啓発の実施
 - ・初級障がい者スポーツ指導員養成講習会(7月)
 - ・三重県障害者相談員等研修(11月)

- 公正採用選考研修会における講演
三重労働局および県雇用経済部と連携し、三重短期大学准教授による講演を予定(5回/8、9月)【コロナ感染拡大防止のため中止】

- 三重大学における講義
教育学部の授業科目「障がい学生支援実践」において講義(ユニバーサルデザインとあわせて1科目)(10月)

- こころのバリアフリーオンラインセミナー(12月)
事業所や一般県民を対象に、雇用経済部と連携し、「働く」をテーマに多様な働き方の事例紹介や講義及び合理的配慮に関するトークセッションを実施。

- 三重県障がい者雇用推進企業ネットワークメールマガジンに掲載(12月)

- 条例リーフレットの配布
 - ・福祉用具セミナー(12月、1月)
 - ・人権に係わる相談員等による情報共有・交流会(1月)

【令和4年度】

- 研修会における普及啓発の実施
 - ・初級障がい者スポーツ指導員養成講習会(7月)
 - ・三重県障害者相談員等研修(9月)
 - ・三重県知的障害者施設保護者連合会対象説明(11月)
 - ・出前トークによる保護者会対象説明(11月)

- 公正採用選考研修会における講演
三重労働局及び県雇用経済部と連携し、講演を実施(2回/8、9月)
熊野市、津市にて開催

- 三重大学における講義
教育学部の授業科目「障がい学生支援実践」において講義(ユニバーサルデザインとあわせて1科目)(10月)

- こころのバリアフリーセミナー(12月)
事業所や一般県民を対象に、雇用経済部と連携し、「働く(短時間雇用、施設外就労)」をテーマに多様な働き方の事例紹介や講義及び合理的配慮に関する事例検討のトークセッションを実施。

○条例リーフレットの配布・展示

- ・働く障がい者を応援!!フェア (10月)
- ・福祉用具フォーラム 2022 (12月)
- ・教職員 (四日市地域) を対象とした人権研修 (12月)